

2024年3月期基準

日本IPO実務検定協会公認

財務報告実務検定 開示様式理解編 重要ポイント & 精選問題

EY新日本有限責任監査法人 編著

財務報告の重要ポイントを効率よく学習
豊富な確認問題付きの公式サブテキスト！



リンケージ・パブリッシング

はじめに

上場企業には、株主をはじめとする多くの利害関係者に対し、決算・財務情報等を報告（財務報告＝ディスクロージャー、開示）することが法令等により義務付けられていますが、この財務報告実務を担うためには、「金融商品取引法」「証券取引所の有価証券上場規程等」「会社法」等に基づく報告のルールや、財務報告書類の作成要領、データの関連性、さらに、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制までを広範囲に学ぶ必要があります。

しかも、財務報告に関係する法令等は頻繁に改正されるとともに、決算早期化の傾向が続いており、開示実務の現場では改正箇所のフォロー・決算早期化への実務対応に苦慮する局面も少なくありません。

こうした中、膨大な財務報告の知識を効率的に学習できる財務報告実務検定・開示様式理解編への注目度は年々高まっていますが、検定事務局には、「受験したいが、仕事が忙しくて十分な勉強時間がとれない」「重要ポイントを効率的に学びたい」といった声がしばしば寄せられます。

そこで、財務報告実務のポイントを効率的に学び、「財務報告実務の全体像」をつかんでいただくことを狙いとして作られているのが本書です。

本書は、広範な財務報告実務を網羅的に解説した財務報告実務検定・開示様式理解編公式テキストのサブテキストとして、文字通り公式テキストの「ポイント」を整理して解説しています。具体的には、財務報告実務や財務報告実務検定・開示様式理解編における重要性に応じて解説に濃淡を施しており、また、単元ごとに設けられた選択式問題を解くことで知識の定着が図れるよう工夫されています。さらに、第6章においては財務報告実務検定・開示様式理解編と同様の出題スタイルによる問題も掲載し、本試験問題にも慣れていただけるよう配慮しています。

本書が、財務報告実務を効率よく身に付けるとともに、財務報告実務検定・開示様式理解編の合格に向けた学習の一助となれば幸いです。

最後に、本書の執筆にご尽力いただいた EY 新日本有限責任監査法人の皆様、また、本書の出版の機会を与えていただくとともに編集をご担当いただいたリンテージ・パブリッシングの岩村信寿様に感謝の意を表します。

執筆にあたって

本書は、財務報告の監査実務に従事している公認会計士が、財務報告実務検定・開示様式理解編を受験する方や、検定の受験を志す方以外でも網羅的に財務報告の基礎知識を得たい方に向けて執筆した、財務報告の要点整理本です。

昨今、上場企業の経理、財務、IR に関する実務担当者やこれらの職種を志す人にとって、財務報告（「ディスクロージャー」「開示」とも言われることもあります）に関する知識の取得やアップデートは欠かせません。そのため財務報告に関する知識を体系だって学び、その成果を確認することができる財務報告実務検定・開示様式理解編への注目度は年々高まっています。その一方で、業務が多忙な受験生などから、「受験する前に学んだ知識の要点整理を行いたい」、「財務報告の重要ポイントをもっと効率的に学びたい」といった強いニーズがあります。

そのため本書は、広範な財務報告実務を網羅的に解説した「財務報告検定・開示様式理解編公式テキスト」のサブテキストと位置づけて、文字通り公式テキストの「要点」を「整理」して解説する構成をとりながら、財務報告実務検定・開示様式理解編の重要度に応じて解説に濃淡を施し、また column（コラム）に実務で有用な情報を盛り込んで、読者が目的や熟練度に応じて利用することを可能にしました。

また、財務報告に関係する法令等は頻繁に改正されますので、本書では今般の企業結合に関する会計基準及び関連する他の会計基準等の改正や改正会社法に関するトピック等を織り込んだ改訂作業を行っております。

本書がみなさまの財務報告実務に関する学習の一助となれば幸いです。

最後に本書の発刊にあたりお世話になりました日本 IPO 実務検定協会及びリネージ・パブリッシングの編集担当諸氏に心から御礼申し上げます。

2023 年 7 月

執筆者一同

第1章 財務報告概論 ————— 7

1. 【ディスクロージャーの体制と年間スケジュール】 重要度 A …………… 9
2. 【本決算スケジュール】 重要度 A …………… 14
3. 【金融商品取引法①】 重要度 B …………… 19
4. 【金融商品取引法②】 重要度 B …………… 22

第2章 有価証券報告書 ————— 25

1. 【主要な経営指標等の推移】 重要度 B …………… 27
2. 【沿革】 重要度 C …………… 33
3. 【事業の内容】 重要度 B …………… 34
4. 【関係会社の状況】 重要度 A …………… 37
5. 【従業員の状況】 重要度 A …………… 43
6. 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 重要度 C …………… 47
7. 【サステナビリティに関する考え方及び取組】…………… 48
8. 【事業等のリスク】 重要度 C …………… 49
9. 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 重要度 B … 50
10. 【経営上の重要な契約等】 重要度 C …………… 55
11. 【研究開発活動】 重要度 C …………… 56
12. 【設備の状況】 重要度 B …………… 57
13. 【株式等の状況】 重要度 C …………… 60
14. 【自己株式の取得等の状況】 重要度 C …………… 64
15. 【配当政策】 重要度 C …………… 65
16. 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 重要度 B …………… 66
17. 【連結貸借対照表】 重要度 A …………… 77
18. 【連結損益計算書】 重要度 A …………… 88
19. 【連結包括利益計算書】 重要度 B …………… 96
20. 【連結株主資本等変動計算書】 重要度 B …………… 99
21. 【連結キャッシュ・フロー計算書】 重要度 B …………… 100
22. 【継続企業の前提に関する事項】 重要度 B …………… 104
23. 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】 重要度 A …………… 107

24. 【注記事項 連結貸借対照表関係】 重要度 A	117
25. 【注記事項 連結損益計算書関係】 重要度 A	121
26. 【注記事項 連結包括利益計算書関係】 重要度 C	124
27. 【注記事項 連結株主資本等変動計算書関係】 重要度 B	125
28. 【注記事項 連結キャッシュ・フロー計算書関係】 重要度 B	128
29. 【注記事項 金融商品関係】 重要度 B	130
30. 【注記事項 有価証券関係】 重要度 B	137
31. 【注記事項 デリバティブ取引関係】 重要度 B	140
32. 【注記事項 退職給付関係】 重要度 B	142
33. 【注記事項 ストック・オプション等関係】 重要度 C	146
34. 【注記事項 税効果会計関係】 重要度 B	147
35. 【注記事項 資産除去債務関係】 重要度 C	149
36. 【注記事項 賃貸等不動産関係】 重要度 C	149
37. 【注記事項 収益認識関係】 重要度 A	150
38. 【注記事項 セグメント情報等】 重要度 A	154
39. 【注記事項 関連当事者情報】 重要度 B	160
40. 【注記事項 1株当たり情報】 重要度 A	163
41. 【注記事項 重要な後発事象】 重要度 C	168
42. 【連結附属明細表 社債明細表】 重要度 C	169
43. 【連結附属明細表 借入金等明細表】 重要度 C	170
44. 【連結附属明細表 資産除去債務明細表】 重要度 C	171
45. 【連結財務諸表 その他】 重要度 C	172
46. 【単体開示の簡素化】 重要度 B	173
47. 【貸借対照表】 重要度 C	176
48. 【損益計算書】 重要度 C	177
49. 【株主資本等変動計算書】 重要度 C	179
50. 【財務諸表注記事項の取扱い】 重要度 C	180
51. 【注記事項 損益計算書関係】 重要度 C	182
52. 【注記事項 株主資本等変動計算書関係】 重要度 B	183
53. 【注記事項 有価証券関係】 重要度 C	184

54. 【附属明細表 有価証券明細表】重要度 C	185
55. 【附属明細表 有形固定資産等明細表】重要度 B	186
56. 【附属明細表 引当金明細表】重要度 C	189
57. 【主な資産及び負債の内容】重要度 C	190
58. 【独立監査人の監査報告書】重要度 C	191

第3章 四半期報告書、内部統制報告書 ————— 193

1. 【四半期報告書】重要度 B	195
2. 【財務報告に係る内部統制】重要度 C	215

第4章 適時開示 ————— 219

1. 【概論】重要度 B	221
2. 【決算短信】重要度 B	224
3. 【四半期決算短信】重要度 C	232
4. 【その他の適時開示】重要度 C	234

第5章 会社法 ————— 235

1. 【概論】重要度 B	237
2. 【招集通知】重要度 C	238
3. 【事業報告】重要度 B	240
4. 【連結計算書類及び計算書類等】重要度 C	257
5. 【監査報告書】重要度 C	260

第6章 問題編 ————— 261

2. 【本決算スケジュール】

要点整理

- ・本決算スケジュールを作成する場合、まずは会社法の法定スケジュールを把握しておくことが重要である。
- ・本決算では、印刷会社、株主名簿管理人、会計監査人（承認会計士又は監査法人）、ディスクロージャー関連部署、証券取引所、管轄財務局との調整が必要となる。
- ・会社法により公開会社は、定時株主総会開催日（定時株主総会）から少なくとも2週間前までに株主総会招集通知を送送する必要がある。
- ・定時株主総会の招集通知に添付される計算書類（計算書類）には会計監査人及び監査役会の監査意見書が添付される。また、会社法では監査に必要な日数を確保している。
- ・有価証券報告書は定時株主総会終了後に証券取引所に提出されるが、定時株主総会前に提出することも認められている。
- ・証券取引所に決算報告書の提出を行うが、事前に決算発表予定日の登録を求めらる。

1 本決算スケジュール

本決算スケジュールは、法令等に基づき作成・提出を求められている書類が多く、取締役会（株主総会）や社内に設置された重要な会議において決裁を受けなければならないことも多い。本決算日程のスケジュールが重要となる。3月決算を前提とした本決算スケジュール例は以下のとおりであり、実務上は担当部署も記載された、より詳細なスケジュール表が必要となる。

4週間以内

1 週間以内

を等類書類・計算報告・事業によつて間に合ふまでに十で送発

2週間でな
いことに留意

会社法上、
基準となる

朱主情報確定

遅滞なく決算
豆信をTDnet
で提出

通常は、定
時株主総会
後、有価証券
報告書等を
EDINETで提
出（例外有）

2 会社法決算に基づく本決算スケジュール

本決算スケジュールを構築していくにあたり、最も制約が多いのが会社法である。取締役の業務執行の結果の報告書ともいえる計算書類を適切に監査するため、会社法では会計監査人及び監査役の監査に関して、必要な日数を確保しているためである。

期限	取締役（取締役会）	会計監査人
期末日	（議決権及び期末配当基準日）	
	計算書類、附属明細書作成	受領
四週間以内	事業報告、附属明細書作成	受領
	連結計算書類作成	受領 受領
週間以内	通知	通知
	通知	通知
	監査報告	
	取締役会・連結計算書類報告書の承認	
前週間で間	臨時株主総会招集の決議・送付	
1週間以内	臨時株主総会を開催	
	臨時株主総会決議通知・期末配当金領収証を株主に発送、期末配当金の支払開始	
	臨時株主総会議事録、委任状、議決権行使書を本店に備置	

3 有価証券報告書の提出

有価証券報告書は、金融商品取引法に基づき、通常は定時株主総会終了後に管轄財務局に提出する。その際、添付書類として、株主総会招集通知、決議通知、(場合によっては)定款等も併せて提出することとなる。

なお、定時株主総会提出前に有価証券報告書を提出することも可能となっている。この場合、株主総会に提出される有価証券報告書の添付書類として定時株主総会において承認を受け、又は報告しようとする計算書類を添付して報告を要する。

4 証券取引所への対応

証券取引所に対しては、決算発表の際に決算短信を提出する。決算の属する年度の月末までに決算発表日の登録が求められ、事前に登録し、決算発表日が前後しそうな場合は、証券取引所の担当者に相談し調整することがある。決算短信以外に、株主分布状況報告書や決算取引所へ提出する決議通知報告書、取引所の上場会社管理のために使用される報告書、コーポレート・ガバナンス報告書、その他一般投資家に公表される報告書があり、これらの報告書を提出する段取りも本決算スケジュールに組み込んでおく必要がある。

5 その他の関係者との調整

株主総会招集通知等については原則、書面を株主に送付する必要があるため、印刷会社との調整が必要となる。また、上場会社においては、証券代行業務を株主名簿管理会社に委託しているため、株主名簿管理人との調整も必要となる。

▶▶確認問題

各問題について、正誤を判定しなさい。

問1 決算短信の提出予定日を登録した以上、その登録日を変更することは許されない。

問2 会社法上、取締役は計算書類及び附属明細書を作成し、会計監査人及び監査役に提出しなければならない。

問3 会社法上、取締役は事業報告及びその附属明細書を作成し、会計監査人及び監査役に提出しなければならない。

問4 有価証券報告書は、必ず定時株主総会の開催後に提出される。

▶▶▶解説

問1 誤り

上場会社は、証券取引所に決算発表予定日を登録することが求められている。もっとも実際の決算発表日が登録した予定日と前後することが見込まれる場合には、証券取引所の担当者と相談の上、調整することができる。

問2 正しい

計算書類及び附属明細書は、会計監査人の監査対象となるため、監査役監査の対象になるためである。

問3 誤り

事業報告及びその附属明細書は、監査役による業務監査の対象となるのみであり、会計監査人の会計監査の対象ではない。よって、会社法上は会計監査人に提出することは求められていない。

問4 誤り

株主総会招集通知よりも開会報告書とした有価証券報告書を用いて株主の議決権行使を促進し企業に与えるコーポレート・ガバナンスの向上を図るという観点から、定時株主総会前に有価証券報告書を提出することが可能となっている。

1. 【主要な経営指標等の推移】

要点整理

- ・連結と個別に関する経営指標等を一覧にしたものである。また、特に「ハイライト情報」と呼ばれる。
- ・規則等の改正等により経営指標等の数値に大きな変化がある場合には、数値の継続性の観点からその要因等を脚注することが望ましい。
- ・潜在株式がないこと等の理由により潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について記載しない場合は、その旨(理由)を記載することが望ましい。
- ・経営指標のうち、以下の項目はその計算において注意が必要である。なお、1株当たり情報の計算については、「注記事項」の「1株当たり情報」を参照のこと。

a 自己資本比率、自己資本利益率

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}}$$

$$\text{自己資本利益率} = \frac{\text{親会社株主に帰属する当期純利益}}{\text{自己資本(期末自己資本)} \div 2}$$

計算に用いる自己資本(＝純資産－株式引受権－新株予約権－非支配株主に帰属する当期純利益)は、期末・期中の平均値とする。自己資本比率を計算する場合は期末の値、自己資本利益率を計算する場合は期首・期末の平均値を用いるのが適当である。

$$\text{株価収益率} = \frac{\text{自己資本利益率}}{\text{株価}} \times 100$$

$$\text{純資産収益率} = \frac{\text{1株当たり当期純利益金額}}{\text{1株当たり期末純資産金額}} \times 100$$

計算に用いる株価は、期末日のものとなる。但し、当該株価が無い場合は、期末日前直近の日における株価とする。また、分母の1株当たり当期純利益金額に代えて潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を用いることができる。その場合は、その旨を付記する。

c 株主総利回り

$$\text{株主総利回り} = \frac{\text{（各事業年度末日の株価} + \text{当事業年度の4事業年度前から各事業年度までの1株当たり配当額の累計額）}}{\text{当事業年度の5事業年度前の末日の株価}}$$

株主総利回りとは、株式投資により得られた収益（配当とキャピタルゲイン）を投資額（株価）で割った比率をいう。

株主総利回りの計算に当たっては、基準となる当事業年度は、当事業年度前が每期変わるため每期において再計算する必要がある。

【株価の推移】

- ・最近5年間の事業年度別最高・最低株価を記載するものがある。
- ・開示府令第三号様式（記載上の注意）（35）、同第四号様式（記載上の注意）

（54）における記載は以下のとおり。

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次					
決算年月					
最高（円）					
最低（円）					

- ・株式が金融商品取引所に上場されている場合は、主要な1金融商品取引所の相場を記載し、銘柄名を注記する。

複数の種類の株式が金融商品取引所に上場されている場合は、種類ごとに記載する。

【記載例】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第46期 2011年3月	第47期 2012年3月	第48期 2013年3月	第49期 2014年3月	第50期 2015年3月
売上高 (百万円)	169,345	186,569	180,450	194,151	209,683
経常利益 (百万円)	6,394	6,764	5,158	4,362	4,395
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,478	4,035	2,870	2,702	1,891
包括利益 (百万円)	3,322	4,009	2,714	2,676	1,891
純資産額 (百万円)	57,465	60,281	62,523	64,235	64,235
総資産額 (百万円)	176,829	173,517	201,251	202,183	202,183
1株当たり純資産額 (円)	237.46	249.10	253.49	259.56	259.56
1株当たり当期純利益金額 (円)	14.37	16.67	11.85	11.44	11.44
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	16.97	11.83	11.44	6.94
自己資本比率 (%)	32.1	34.2	30.6	31.3	31.5
自己資本利益率 (%)	6.6	7.0	—	4.3	2.7
株価収益率 (倍)	55.7	39.6	—	73.8	113.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,204	3,005	—	5,980	1,032
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△4,243	△3,804	△8,542	—	△5,399
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,989	737	13,512	—	△4,439
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	18,970	24,766	24,375	24,375	24,375
従業員数 (名)	4,420 〔681〕	525 〔62〕	—	5,476 〔699〕	5,476 〔699〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第46期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式の存在しないものと仮定して算出されています。

包括利益がマイナス(△)の場合は、「△1,133」として表示

自己資本比率等に留意

単位に留意

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第46期 2011年3月	第47期 2012年3月	第48期 2013年3月	第49期 2014年3月	第50期 2015年3月
売上高 (円)	15,985,111	133,719	—	161,237	—
経常利益 (円)	—	985	—	2,733	—
親会社株主に帰属する当期純利益 (円)	—	—	—	2,056	—
資本金 (円)	15,985,111	16,676	16,676	16,956	16,956
発行済株式総数 (株)	614	241,995,614	242,815,614	243,598,471	243,598,471
純資産額 (百万円)	—	50,439	52,313	55,684	55,684
総資産額 (百万円)	—	163,517	181,685	177,003	177,003
1株当たり純資産額 (円)	—	208.33	215.14	228.37	228.37
1株当たり配当額 (円)	—	6.00	6.00	6.00	6.00
1株当たり中間配当額 (円)	—	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	—	11.13	11.29	8.46	8.46
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	11.13	11.26	8.44	8.44
自己資本比率 (%)	36.5	30.8	28.8	31.4	31.4
自己資本利益率 (%)	5.3	5.3	—	3.7	—
株価収益率 (倍)	58.9	59.3	64.8	83.3	—
配当性向 (%)	58.7	53.9	53.1	70.9	106.0
従業員数 (名)	4,298 〔595〕	4,329 〔578〕	4,638 〔692〕	4,213 〔580〕	4,013 〔780〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第46期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないものと仮定して算出されています。

連結財務諸表を作成していない場合、「持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額」を記載

中間配当額は開示項目

連結財務諸表を作成していない場合、「営業活動・投資活動及び財務活動による各キャッシュ・フロー」並びに「現金及び現金同等物の期末残高」を記載

主要な経営指標等の脚注(数値の補足説明、変動の説明等)

1 ハイライト情報と会計上の変更及び誤謬の訂正との関係

ハイライト情報においては5年分の情報が記載されるが、会計上の変更及び誤謬の訂正により遡及処理を行う場合、前連結会計年度（事業年度）については遡及処理を行わなければならない。しかしそれ以前のもの（前連結会計年度（事業年度）より前の3年分）については任意である。

なお、遡及処理をした場合は、過去の財務諸表につき遡及処理を行った旨を注記しなければならない。

また、遡及処理を行うことが困難なものやハイライト情報の利用者が遡及処理によりかえって混乱する可能性のあるもの（株価収益率、資本金、発行済株式数、1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）（配当性向）については、遡及処理しないことに留意する。

column

ハイライト情報

開示に先立ち、記載される各財務指標等に関する最終の（連結財務諸表に記載されている金額が正しく転記されているかを）確認する必要がある。また、1株当たり情報、従業員数、発行済株式数、1株当たり配当額（配当性向）については、有価証券報告書の他の箇所にも記載がなされている内容の整合性に注意する必要がある。

▶▶▶ 確認問題

次の各問について、○（正しい）か×（誤り）かを記す。

問1 【主要な経営指標等の推移】には、連結財務諸表提出会社であっても個別財務諸表に係る提出会社の経営指標等を記載しなければならない。

問2 【主要な経営指標等の推移】には、最近5連結会計年度（事業年度）の経営指標等を記載するが、この場合の最近5連結会計年度（事業年度）には、前連結会計年度（事業年度）は含まない。

問3 【主要な経営指標等の推移】の当連結会計年度（事業年度）では、投資判断に資するため、第2四半期の経営指標等に関する記載も併せて行う。

問4 【主要な経営指標等の推移】に記載される自己資本比率を計算する際に用いる自己資本は、期首・期末の平均値を使用するのが適当である。

問5 【主要な経営指標等の推移】に記載される株価収益率を計算する際に用い

る株価は期末日のものであるため、出来高が無かったことにより期末日の株価が存在しない場合には、株価収益率の記載は不要であるとともに、その旨を脚注することが望ましい。

問6 【主要な経営指標等の推移】に記載される自己資本比率及び自己資本利益率を計算する際に用いる自己資本は、純資産額から株式引当、新株予約権及び非支配株主持分（連結の場合）並びにその他の負債の累計額（連結の場合）を控除して算定される。

問7 【主要な経営指標等の推移】において遡及処理を行う場合、前連結会計年度（事業年度）及びそれ以前のもの（表示するすべての期間）にも遡及処理を行う必要がある。

▶▶▶解説

問1 正しい

なお、連結財務諸表提出会社（以下「提出会社」という。）の資本金の金額、発行済株式総数、1株当たり配当額、配当性向、個別財務諸表に係る提出会社の経営指標等として記載される。

問2 誤り

最近5年間の会計年度（事業年度）の経営指標等とは、当連結会計年度（事業年度）及び前4連結会計年度（事業年度）及び当連結会計年度（事業年度）の経営指標等である。

問3

【主要な経営指標等の推移】では四半期に関する記載は行わない。有価証券報告書における四半期に関する記載は、【経理の状況】の【その他】の箇所にあることである。但し、中間配当額については1株当たり配当額の記載に併せて1株当たり中間配当額を内書きとして記載する。

問4 誤り

自己資本比率を計算する際に用いる自己資本は、期末時点の値を用いるのが適当である。これは、自己資本比率は期末という一時点（ストック）における割合を示す指標であるためである。

問5 誤り

期末日の株価が存在しない場合には、期末日前直近の日における株価を用いて株価収益率を計算する。

問6 誤り

自己資本比率及び自己資本利益率を計算する際に用いる自己資本は、純資産額から株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分（持分）（該当する場合）を控除して算定する。連結の場合にその他の包括利益累計額を控除する必要はない。

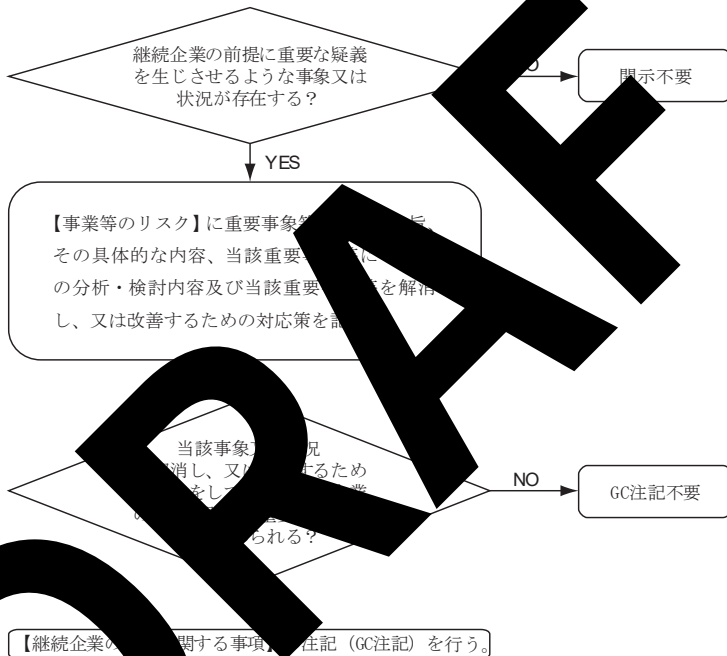
問7 誤り

遡及処理を行う場合、前連結会計年度（前年度）について行わなければならないが、それ以前のもの（表示されなかったもの）については遡及処理を行うことは可能であるが、必ずしも行わなければならないという訳ではない。

22. 【継続企業の前提に関する事項】

要点整理

- ・継続企業の前提に関する事項の開示における【事業等のリスク】、【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】及び【継続企業の前提に関する事項】の注記の関係は以下のとおりである。



- ・継続企業の前提に関する注記は、連結キャッシュ・フロー計算書の次に以下に示す事項を注記しなければならない。

- 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 当該事象又は状況を解消、又は改善するための対応策
- 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

上記bの対応策は、少なくとも連結決算日の翌日から1年間に講じるものを記載する。

- ・連結決算日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生した場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、翌連結会計年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときは、当該重要な不確実性の存在は重要な後発事象に該当する。

▶▶▶ 確認問題

次の各問について、その正誤を判定しなさい。

- 問1** 企業が将来にわたって事業を継続するとの前提（継続企業の前提）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合、継続企業の前提に関する注記をしなければならない。
- 問2** 財規ガイドラインには重要な疑義を生じさせるような事象又は状況として、重要な買収や売却、著しい減少、巨額な損害賠償の履行が例示列挙されている。
- 問3** 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合、【事業等のリスク】に重要な後発事象等が存在する旨を記載することで足

る。継続企業の前提に重要な不確実性が認められない場合でも、継続企業の前提に関する注記が必要となる場合がある。

継続企業の前提に関する注記を行った場合は、【事業等のリスク】における記載は不要である。

▶▶▶解説

問1 誤り

重要な不確実性が認められない場合、記載の必要はない。

問2 正しい

財規ガイドライン8の27-2において、「等」とあることが明示列举である。なお、その他に列举されている項目は、債務超過、継続的な営業損失の発生、継続的な営業キャッシュ・フローのマイナス、重要な債務の返済の困難性、新たな資金調達が困難な状況、取引先からの与信の減少、事業活動の継続に不可欠な重要な資産の毀損・喪失若しくは権利の喪失、重要な市場又は取引先の喪失、法令等による事業活動の制限が記載されている。

問3 誤り

【事業等のリスク】に重要事象が存在する旨、その具体的な内容、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を記載することである。

問4 誤り

重要な不確実性が認められない場合、記載の必要はない。なお、この場合でも、【事業等のリスク】に重要事象が存在する旨、その具体的な内容、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を記載することである。

問5

【事業等のリスク】に重要事象が存在する旨、その具体的な内容、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を記載した上で、継続企業の前提に関する注記を行

1 【企業の概況】

(1) 【主要な経営指標等の推移】

第2四半期報告書－記載例

括弧書きは第2四半期会計期間の数値。
四半期会計期間の情報を開示していない
場合には必要なし。

回 次	第50期 第2四半期 連結累計期間	第51期 第2四半期 連結累計期間	第52期 第2四半期 連結累計期間
会計期間	自20X1年 4月1日 至20X1年 9月30日	自20X2年 4月1日 至20X2年 9月30日	自20X1年 4月1日 至20X2年 3月31日
売上高（百万円）	100,285 (48,479)	120,457 (50,123)	145,789 (60,234)
経常利益（百万円）	6,141	7,123	13,666
親会社株主に帰属する四半期 （当期）純利益（百万円）	5,123	3,689	5,733
四半期包括利益又は 包括利益（百万円）	5,123	(1,710)	5,363
純資産額（百万円）	155,824	159,912	157,824
総資産額（百万円）	427,789	443,266	435,552
1株当たり四半期（当期） 純利益金額	52.4	56.7	108.8
潜在株式調整後1株当たり四 半期（当期）純利益金額	52.0	56.1	108.1
自己資本比率（%）	35.3	35.4	
四半期キャッシュ・フロー	8,263	10,037	
営業活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△7,711	△9,942	
投資活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△7,711	△1,510	△2,719
金融活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）			
現金及び現金同等物（百万円）	22,268	25,884	25,717
四半期末現金及び現金同等物高（百万円）			

会計期間の情報を開示していない場合には、会計期間に係る1株当たり四半期純利益（又は損失）金額を記載する。潜在株式調整後の情報について同様の記載は求められていない。

回次	第 50 期 第 2 四半期 連結会計期間	第 51 期 第 2 四半期 連結会計期間
会計期間	自 20X1年7月 1 日 至 20X1年9月30日	自 20X2年7月 1 日 至 20X2年9月30日
1 株当たり四半期純利益金額(円)	25.9	27.0

四半期連結財務諸表を作成していない場合には、記載例に示したものその他、「持分法を適用した場合の投資利益」、「資本金」、「発行済株式総数」、「1 株当たり配当額」も記載する必要がある。また、記載例に記載したものの内、「四半期包括利益又は包括利益」は記載しない。

(2) 【事業の内容】

当四半期連結累計期間に、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載する。

なお、セグメント情報の区分した事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載する。

2 【事業の状況】

(1) 【事業等のリスク】

当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間）に発生した、記載した事業の状況、経理の状況等に関係するうち、経営者（連結会社（四半期連結財務諸表を作成していない場合は提出会社）の財政状況、経営成績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの）の状況）に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（提出会社の経営成績等の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法令・規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項）が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載する。

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

	支給人員	支給額
取 締 役	○名	○千円
(うち社外取締役)	(○名)	(○千円)
監 査 役	○名	○千円
(うち社外監査役)	(○名)	(○千円)

この様に区分して記載する方法の他に、社外役員の報酬等として一括して記載する方法もある。

- (注) 1 上記報酬等の額には、20〇年〇月〇日開催の取締役会の決議により、ストック・オプションとして取締役○名に付与した新株予約権〇〇千円（報酬等としての額）を含んでおります。
- 2 上記報酬等の額には、当期において計上した退職慰労引当金〇〇千円を含んでおります。

当事業年度との対応関係がない報酬等で当事業年度中に支給したもののうち、当事業年度中に支給予定額が明らかとなったものの、例えば、当事業年度中に役員退職慰労金を支給した場合、又は役員退職慰労金の支給予定額が明らかとなった場合等については、支給予定額に注釈を付して記載する。

なお、親会社又は当該親会社（親会社がない場合には当社）の子会社の役員を兼任している役員は、親会社又は当該親会社（親会社がない場合にあっては当社）の子会社から受けた報酬等の額を記載する必要がある（会規 124 条 7 号）。

また、各会社役員報酬の算定方法に係る決定に関する方針を定める場合は、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要を記載する（会規 121 条 6 号）。ただし、指定親会社等設置会社でない会社の場合は、当該方針を定めた場合であっても記載を省略することができる（会規 121 条但書）。

(3) 役員に関する事項

開示対象親会社役員のうち、社外役員である者がいる場合は、事業報告の社外役員に関する事項において、社外役員の独立性、職務の遂行等の状況について記載することが求められる。記載事項は次頁のような内容が記載されることとなる。

社外役員が、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員もしくは持分会社の職務執行者又は使用人であり、重要な兼職（会規 121 条 8 号）に該当する場合は、会社と当該他の法人等との関係を記載（会規 124 条 1 号）

社外役員が、他の法人等の社外役員その他これに類する者を兼任していることが重要な兼職（会規 121 条 8 号）に該当する場合は、会社と当該他の法人等との関係を記載（会規 124 条 2 号）

記載例

社外役員に関する事項

① 取締役〇〇〇〇

ア 重要な兼務先と当社との関係

甲株式会社は、当社と……の関係にあります。

イ 主要取引先等特定関係事業者との関係

当社の主要取引の乙株式会社の代表取締役は、……（三親等以内の親族）であります。

ウ 当事業年度における主要な活動状況

取締役会への出席状況

出席状況 回（出席率 〇%）

取締役〇〇〇〇の意見により変更された事業方針

A 事業から……

当社の××××（不祥事の内容）に関して

発生予防のため、次の事項を……

発生後は、次の事項を……

エ 責任限定契約の内容の概要

会社法 427 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結しており……

② 監査役〇〇〇〇

ア 重要な兼務先と当社との関係

甲株式会社は、当社と……の関係にあります。

イ 当事業年度における主要な活動状況

取締役会への出席状況

出席状況 回（出席率 〇%）

監査役会への出席状況

出席状況 回（出席率 〇%）

当社の××××（不祥事の内容）に関する対応の概要

発生予防のため、次の事項を……

発生後は、次の事項を……

ウ 責任限定契約の内容の概要

会社法 427 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結しており……

特定関係事業者とは、……と子会社及び関連会社、主要な取引先等

- ・取締役会等への出席状況
- ・取締役会等における発言
- ・社外監査役等の意見により会社法その他の法令に違反する事実その他の不正な業務の執行があること

……に該当する場合はその内容を記載（会規 124 条 2 号）

……に違反する事実その他の不正な業務の執行があること……に該当する場合はその内容を記載（会規 124 条 2 号）

……に違反する事実その他の不正な業務の執行があること……に該当する場合はその内容を記載（会規 124 条 2 号）

監査役の場合は、監査役会への出席状況も記載

社外監査役の場合は、「法令又は定款に違反する事実その他の不正な業務の執行」となる。

責任限定契約（会社法 427 条 1 項）を締結しているときは、当該契約の内容の概要を記載（会規 121 条 3 号）

社外役員の事業報告記載事項に関して、当該社外役員の意見があればその意見の内容を記載する（会規 124 条 8 号）が、意見のないときは省略可能である。

【検定主催団体について】

財務報告実務検定試験は、一般社団法人日本 IPO 実務検定協会 により運営されています。日本 IPO 実務検定協会は、上場（IPO=Initial Public Offering）準備に必要な実務能力を認定する我が国初の試験である IPO 実務検定試験を通じて上場準備を担う人材を育成し、新規上場を促進することを目的に設立された団体です。

日本 IPO 実務検定協会では、このように新規上場を促進する一方で、上場後の決算業務、開示業務をフォローアップするため、各種開示書類の目的、作成要領、データの関連性、さらに、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制までを広範囲かつ体系的に理解しているかを問う「財務報告実務検定【開示様式理解編】（旧財務報告実務検定）」、連結財務諸表を作成する際に必要となる基礎資料の作成（連結子会社・持分法対象会社の情報収集、海外子会社の財務諸表の換算、取引や債権債務の照合表の作成等）から連結精算表を経て連結財務諸表が作成されるまでのデータの流れや手順、XBRL の実務を含む開示のルールといった“連結財務諸表を作成し開示を成し遂げる力”を問う「財務報告実務検定【連結実務演習編】（2016年2月1日より試験開始）」を開発・運営しています。

【著者プロフィール】

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2023 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

【著者紹介】

監 修	三浦 太（みうら・まさる）		
編 集 代 表	菅沼 淳（すがぬま・あつし） 松本雄一（まつもと・ゆういち）		
レビューア	加藤圭介（かとう・けいすけ）		
執筆協力者	岩田瑠梨花（いわた・るりこ）	小畑 旭（おばた・あさひ）	
	小坂橋秀徳（こいたばし・ひでのり）	中谷真久（なかや・まさひさ）	
	吉澤直隆（よしざわ・なおたか）		

2015 年 1 月 18 日 初版第 1 刷発行
2023 年 8 月 1 日 第 15 刷発行

財務報告実務検定・開示様式理解編 重要ポイント&精選問題

編 著 者 EY 新日本有限責任監査法人
発 行 者 岩 村 信 寿
発 行 所 リンケージ・パブリッシング
〒104-0061
東京都中央区銀座7-17-2
アーク銀座ビルディング 6F
TEL 03(4570)7858
FAX 03(6745)1553

本書の内容を無断で複写・複製（コピー）、引用、することは、著作者・出版社の権利侵害となり、著作権法上での例外を除き、禁じられています。

本書の取り扱いには以下の点にご注意ください。

- ・本書の著作権は、日本 IPO 実務検定協会にございます。
- ・本書の一部または全部をあらゆるデータ（印刷物、電子ファイル、インターネット等）により、複製及び転載、また、第三者へ転売（オークション含む）、譲渡する事を禁じます。